

令和8・9年度 広島高速道路交通管理業務 仕様書

(適用範囲)

1 この仕様書は、広島高速道路公社(以下「公社」という。)が委託する『令和8・9年度 広島高速道路交通管理業務(以下「業務」という。)』に適用する。

(契約期間・業務期間・業務時間)

2

(1) 本業務の契約期間、業務期間及び業務時間は以下のとおりとする。

契約期間：契約締結の日から令和10年3月31日まで

業務期間：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

業務時間：午前9:00から翌日午前9:00まで

(2) 業務期間の最終日に事故等が発生し、事案処理対応が本業務期間を超える場合は、一連の事案処理の終了までを行い、処理終了後は速やかに次年度の受注者に引き継ぐこと。

なお、ここで言う「一連の事案処理」とは、現場での事案処理作業から報告書作成までを示す。

(用語の定義)

3 この仕様書で使用する用語の定義は次の各項に定める。

(1) 「発注者」とは、公社の理事長をいう。

(2) 「受注者」とは、業務の実施に関して、発注者と委託契約を締結した会社その他の法人、団体、若しくは個人をいう。

(3) 「監督員等」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は受注者が定めた業務責任者等に対して指示、協議又は承諾などの職務を行う者で、総括監督員、主任監督員、及び一般監督員を示し契約約款第8条に規定する者をいう。

(4) 「業務責任者等」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄などを行う者で、業務責任者をいう。

(5) 「高速道路等」とは、道路整備特別措置法に基づく会社又は広島高速道路公社を含む地方道路公社等が管理する有料の自動車専用道路をいう。

(6) 「同種業務」とは、道路整備特別措置法に基づく会社又は広島高速道路公社を含む地方道路公社等が管理する有料の自動車専用道路における交通管理業務をいう。

(7) 「指示」とは、監督員等が受注者又は業務責任者に対して、業務に関する方針、基準又は計画などについて、書面をもって示し実施させることをいう。

(8) 「承諾」とは、受注者又は業務責任者が監督員等に対して、書面をもって申し出た業務の遂行上必要な確認事項について、監督員等が書面によりその内容を同意することをいう。

(9) 「協議」とは、契約に関する疑義事項について、書面により監督員等と受注者又は業務責任者が対等な立場で合議し解決を図ることをいう。

(10) 「提出」とは、受注者又は業務責任者が監督員等に対して、業務に関する書類又はその他資料を差し出すことをいう。

(11) 「報告」とは、受注者又は業務責任者が監督員等に対して、業務遂行に関する事項について書面又は口頭で知らせることをいう。

(12) 「書面」とは、手書き、印刷物などの伝達物をいい、発行年月日が記録され、発注者又は監督員等と受注者又は業務責任者が署名又は押印したものを有効とする。なお、緊急を要する場合は、後日有効な書面と差し替えることを前提として電子メール又はファクシミリなどにより伝達できる。

(13) 「打合せ」とは、業務を適切かつ円滑に遂行するために、発注者又は監督員等と受注者又は業務責任者が、書面又は口頭で業務実施方針を相互に確認し、又は疑義事項について協議すること

をいう。

- (14) 「業務従事者」とは、業務責任者、管制員、道路巡回員を総称している。
- (15) 「業務員」とは、管制員、道路巡回員を総称している。

(業務の目的)

4 本業務の目的は次のとおりとする。

(1) 本業務の目的

本業務は、広島高速道路の交通の円滑化を図り、利用者の走行の安全性、快適性、高速性を確保し、都市高速道路の機能を最大に発揮させることを目的として交通管制及び道路巡回などの業務を実施するものであり、受注者は、以下に示す業務の特性を十分理解し業務を実施する。

また、本契約は委託契約であり、受注者の自らの企画、自己の有する専門的な経験に基づき業務を行うものである。

(2) 業務の特性

① 良好的な道路環境の保持特性

道路の安全性を損なう原因は事故や災害など様々であり、道路上での事象は主に突発的に発生するため、契約図書や業務マニュアル等に基づく日々の作業や、監督員等から指示される内容と併せて業務従事者自身が日頃から交通事故や自然災害などの事案対応(事故・故障車・落下物等処理、気象異常時、地震時の対応)(以下「事案対応」という。)に備えておくこと。

② 交通管制業務の作業特性

監視カメラ等による道路監視、事案対応の際には、関係機関との情報共有や協力要請、道路巡回隊への適切な作業指示などを迅速かつ正確に行う。

そのため、管制員には機器操作能力や業務経験だけでなく、教育訓練と自己啓発による知識習得に基づく総合的な判断を必要とする。

③ 道路巡回等の作業特性

道路巡回を行うだけでなく、事案対応の際の通行制限や道路設備の動作確認などの作業を安全、迅速かつ正確に行う技能を必要とする。そのため、道路巡回員には業務経験に加え、教育訓練と自己啓発により受傷事故を防止する能力を求める。

(業務の内容)

5 受注者は次の各項に掲げる業務を実施する。

(1) 業務の実施について

別に定める「広島高速道路 交通管理業務マニュアル」及び「雪氷対策実施要領」(以下「業務マニュアル」という。)に基づき業務を行うこと。

(2) 交通管制業務

- ① 管制員は、交通管制室等の設備を用いて交通流や路面の状況を監視及び道路交通情報や気象情報等の情報収集を行うこと。
- ② 収集した情報から交通制御方法を判断し、道路巡回員及び各料金所に対して、適切な連絡、指示を行うこと。
- ③ 無線施設、非常電話、業務用電話の送受信を行うこと。
- ④ 道路情報板、インターネット(公社ホームページ)、公益財団法人日本道路交通情報センターを活用し、道路利用者へ道路交通情報を提供する。
- ⑤ 事案対応が発生した場合、又は発生することが予見される場合に、必要な措置並びに警察機関及び関係機関に対する通報連絡及び処置要請を行うこと。

(3) 道路巡回

道路巡回員は、定時又は臨時に、7(1)に示す業務対象区間を巡回し、道路及び交通の状況を確認し、隨時管制員に報告すること。

巡回中に、落下物、故障車両、法令違反車両等を発見した場合には、道路巡回員は速やかに

管制員に報告し、管制員からの指示に基づき適切に対応すること。

(4) 特別巡回

事故、故障車、落下物等処理、気象異常時(台風・路面凍結等)、地震時等により、道路交通へ支障が生じる恐れのある事案対応が発生したときは、監督員等の指示により通行制限等、必要とする措置を行うこと(軽作業を含む)。

(5) 設備動作確認

道路巡回員は、以下の設備について定期的に動作確認を行い、確認後速やかに確認結果を管制員に報告すること。

- ① 避難連絡坑：高速1号線福木トンネル内、高速4号線西風トンネル内の全ての避難連絡坑の「坑内照明の点灯状況」、「扉の開閉状態」を確認すること。(確認頻度1回／月)
- ② 非常用電話：広島高速道路内にある全ての非常用電話の通話状態を確認すること。これに合わせて管制員は管制機器(通報装置、CCTVなど)の連動を確認すること。(確認頻度1回／月)
- ③ 高速3号線宇品大橋景観ライトアップタイマーの設定、積算計の記録を行うこと。(記録頻度1回／月)
- ④ 広島高速道路の次の電気室で指定日に電力使用量の検針を行うこと。(検針頻度1回／月)
(毎月1日：馬木電気室、東雲電気室、中広電気室、沼田電気室 毎月21日：福田電気室)

(6) その他

前各項の業務のほか、監督員等が本業務に関連して別途指示した業務も行うこと。

(業務の実施体制)

6 業務の実施体制は、次の各項のとおりとする。

(1) 1日あたり、次の人員以上を配置し業務を遂行するものとする。

業務時間	管制員	道路巡回員	計
午前9:00から翌日午前9:00まで	4名	8名	12名

(2) 管制員は、交通管制室へ2名以上常駐すること。

(3) 道路巡回員は、2名1組で業務を実施することとし、うち1名は10(4)①の業務経験を有する者とすること。

(4) 管制員・道路巡回員の勤務体制は、原則として別添4の標準勤務体制表のとおりとする。

標準勤務体制表と異なる勤務体制で業務を実施する場合は、あらかじめ監督員と協議し承諾を得ること。

(5) 道路巡回については次のとおりとする。

- ① 道路巡回は、原則として1日1回(JCT及び出入路の各ランプは1日1回以上)を行うこととする。事案対応のために止むを得ない場合は、監督員等からの指示、又は受注者からの協議により定める。(業務マニュアルに示す異常気象時、地震時等の特別巡回を除く)
- ② 道路巡回の経路はあらかじめ書面で公社の承認を受けるものとする。

経路の変更が必要となった場合も同様とする。

(6) 事案対応による特別巡回(勤務時間を除く事案対応)を行う時間は、業務に必要な経費として計上している。ただし、見込みと作業実績の差異については、毎年度末に精算の対象とする。なお、令和8年4月から令和9年2月末までの作業実績を基に令和8年度末に精算を行う。令和9年3月から令和10年3月末までの作業実績及び見込みにより令和9年度末に精算を行う。

(7) 緊急性の高い事象が発生し監督員等が出動を指示した場合は、管制員(2名1組)が緊急出動し、事案発生現場で道路巡回員への指揮及び関係機関との連絡調整を行うこと。

(8) 16(5)により貸与する道路巡回車両の1年度当たりの走行距離は6万kmを標準とするが、詳細については業務計画書作成時に監督員等と協議すること。

(9) 受注者は、業務従事者の身分証明書交付願を監督員等へ提出し身分証明証の交付を受け常に

携帯し、他者からの求めがあった場合はこれを提示すること。業務従事者が異動・退職等で業務に従事しなくなった場合及び業務期間終了後は10日以内に身分証明書を監督員等まで返却しなければならない。

(10) 受注者は、個人情報取扱特記事項(別添1)を順守すること。

業務責任者は、同特記事項第10に示す安全管理体制を整えるとともに、業務従事者への同特記事項に関する教育を徹底すること。

情報保護のため、前項の身分証明書を持つ業務従事者以外の者の業務実施場所への立入りは認めない。ただし、必要とする都度、監督員等と協議し承諾を得る場合はこの限りではない。

(業務対象区間)

7 業務対象区間は、次のとおりとする。

(1) 広島高速道路

高速1号線(広島東JCT含む)・高速2号線・高速3号線(仁保JCT 3~6号ランプ含む)・高速4号線

別添5の令和8・9年度広島高速道路交通管理業務位置図に示す業務対象区間を対象とする。

(2) その他の接続路線

別添5の令和8・9年度広島高速道路交通管理業務位置図に示す。

ただし、関連道路管理者との管理協定等に基づく範囲内までとする。(関連道路管理者の詳細は、業務マニュアルに示す。)

(業務計画書)

8 受注者は、契約締結後速やかに以下の各項の内容を記載した業務計画書を作成し、契約締結後7日以内に監督員等に提出すること。また、変更が生じる場合は都度速やかに提出すること。

(1) 業務概要

(2) 実施工程表

(3) 組織表

(4) 業務従事者名簿(氏名・生年月日・居住地・運転免許証取得日及び種類免許証写し、及びその他の資格の写し添付)

(5) 緊急連絡体制及び人員配備体制

(6) 非常参集体制及び増員・応援体制

(7) 個人情報取扱事項に関する安全管理体制

(8) 標準道路巡回経路図

(9) 事務所光熱費の削減計画及び報告体制

(10) その他、本業務の実施に関し必要な事項

(監督員等)

9 契約約款第8条に規定する「監督員等」は、総括監督員・主任監督員・一般監督員を示し、発注者から通知する。なお、監督員等は7(1)に定める業務対象区間に關して、道路管理者権限を有する。

(業務従事者の資格)

10 配置する業務従事者は次のとおりとする。

(1) 各職種への業務員配置条件設定の目的

本業務は、4(2)に記載する特性を有することから、職種毎に能力が求められる。そのため、配置条件等を以下の(2)、(3)、(4)のとおりとする。

また、業務員の配置は職種毎に以下に規定する配置条件を満たし、受注者で選任すること。疑義がある場合は監督員等と協議すること。

(2) 業務責任者

[遵守事項]

円滑に業務を遂行できるよう次の事項にあたること。

- ① 契約内容、業務内容及び関係法令を熟知して業務管理及び業務員の指導にあたること。
- ② 監督員等からの求めがあった場合は協議に応じること。
- ③ 監督員等からの指示・要請等については速やかに対応すること。
- ④ 病休、死亡又は退職等やむを得ない理由を除き変更できないものとし、変更する場合には同等以上の者を配置すること。

[配置条件]

- ① 平成27年度以降に完了したトンネル防災等級A級以上のトンネルを有する同種業務の管理監督経験を通算して2年以上有すること。

「管理監督経験」とは、本業務における「業務責任者」に相当する職の経験を指す。

なお、「管制員」に相当する職の場合は、5年以上の経験をもって管理監督経験とする。

- ② 普通自動車運転免許(免許取得後2年以上経過)を取得していること。
- ③ 救急救命講習を修了していること。
- ④ 一般緊急自動車運転技能者講習を修了していること。

(3) 管制員

[配置条件]

- ① 平成27年度以降に完了したトンネル防災等級A級以上のトンネルを有する同種業務の実務経験を通算して2年以上有すること。
- ② 普通自動車運転免許(免許取得後2年以上経過)を取得していること。
- ③ 救急救命講習を修了していること。
- ④ 一般緊急自動車運転技能者講習を修了していること。
- ⑤ 第三級陸上特殊無線技士以上の資格を保有していること。

(4) 道路巡回員

[配置条件]

①④⑤は道路巡回員全体の2分の1以上が該当すること。②③は道路巡回員全員が該当すること。

- ① 平成27年度以降に完了したトンネル防災等級A級以上のトンネルを有する同種業務の実務経験を通算して1年以上有すること。
- ② 普通自動車運転免許(免許取得後2年以上経過)を取得していること。
- ③ 救急救命講習を修了していること。
- ④ 一般緊急自動車運転技能者講習を修了していること。
- ⑤ 第三級陸上特殊無線技士以上の資格を保有していること。

(業務従事者の職種及び職務内容)

11 業務従事者の職種別職務内容は次の職種・職務内容表のとおりとする。

また、業務責任者が行う一部職務内容を管制員が行う場合がある。なお、業務責任者は表中の他の職種を兼任することはできない。

職種・職務内容表

職種	職務内容
業務責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・契約約款第9条に記載される職務 (業務全体の総括、業務内容に関する監督員等との協議・打合せ) ・業務員の勤務管理、勤務内容に関する指導、教育 ・各種関連情報の収集整理 ・業務報告書類の取りまとめ
管制員	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者不在時の業務内容に関する監督員等との協議・打合せの代行 ・業務マニュアル、契約図書等に基づく日常業務(交通管制に関する業務) ・道路巡回員への業務指示、連絡 ・重大事案時の出動、現場での道路巡回員指揮及び関係機関との連絡調整 ・業務報告書類(業務日報、事案報告相当)の取りまとめ
道路巡回員	<ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアル、契約図書等に基づく日常業務(道路巡回に関する業務) ・管制員から指示される事項の実施 ・管制員への連絡、報告 ・業務報告書類(巡回報告、車両点検相当)の取りまとめ

(業務従事者の配置場所)

12 業務従事者の配置場所は、次のとおりとする。

(1) 業務責任者

業務責任者の勤務地に関して規定しない。

(2) 管制員

広島高速道路公社 本社 (広島市東区温品1丁目8番23号)

(3) 道路巡回員

広島高速道路公社 馬木管理基地 (広島市東区馬木町2292番地1)

広島高速道路公社 宇品管理基地 (広島市南区宇品海岸3丁目3番4号)

広島高速道路公社 沼田管理基地 (広島市安佐南区大塚東町1932番地)

(再委託の禁止)

13 再委託の禁止については以下のとおりとする。

(1) 受注者は交通管制業務、道路巡回等については、主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(2) 下請人に負わせようとするときは、下請人の商号又は名称その他必要な事項を監督員等へ提出し承諾を得ること。

(3) 受注者は、指名停止措置を受けている者(ただし、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申立てをしたことにより指名停止措置を受けた者を除く)及び入札参加除外措置を受けているもの並びに役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員若しくは営業所(常時の委託契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。)又は経営に事実上参加しているものが暴力団員であると認められるときに該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

(調査に対する協力)

14 調査に対する協力は以下のとおりとする。

(1) 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査に対して、監督員等の指示によりこれに協力すること。

(2) 受注者は、当該業務発注者の実施する公共事業労務費調査の対象業務となった場合には、次の各号に掲げる協力をすること。又、業務期間経過後においても同様とする。

① 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等、必要な協力をすること。

- ② 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力すること。
 - ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うこと。
 - ④ 対象業務の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負作業の受注者(当該下請作業の一部に係る二次下請以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めること。
- (3) 受注者は、当該業務が発注者の実施する諸経費動向調査の対象業務となった場合には、調査等の必要な協力をすること。又、業務期間経過後においても同様とする。
- (4) 受注者は、当該業務が発注者の実施する施工合理化調査の対象業務となった場合には、調査等の必要な協力をすること。又、業務期間経過後においても同様とする。

(打合せ)

- 15 業務遂行上、監督員等と受注者の打合せについては、次のとおりとする。
- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員等は常に密接な連絡をとり業務の方針及び条件等をよく理解し、その打合せ内容については受注者が打合簿に記録し相互に確認すること。
 - (2) 受注者は、仕様書等に定めの無い事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員等と協議すること。

(貸与品等)

- 16 契約約款第12条に示す貸与品等について次のとおりとする。
- (1) 貸与品及び支給材料について、別添2のとおりとする。受注者は、その受払状況を記録した帳簿を備え付け常にその残高を明らかにしておくこと。(電子データでも可)
 - (2) 受注者は、業務完了時(完了前にあっても業務工程上支給品の精算が行えるものについては、その時点)には、支給品精算書を監督員等に提出すること。
 - (3) 受注者は、契約約款第12条第1項の規定に基づき支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、品目、数量、品質、規格又は性能を記した申請を監督員等へ提出すること。
 - (4) 契約約款第12条第1項に示す「引渡場所」については、監督員等の指示に従うこと。
 - (5) 巡回車両は、発注者から受注者に無償貸与する。
 - ① 自動車の任意保険は、発注者の確認を受け、受注者で加入し、その写しを監督員等へ提出すること。
 - ② 受注者は、発注者から無償貸与された巡回車を、本業務の目的以外に使用してはならない。
 - ③ 受注者は、業務期間中、毎月初旬に1か月間の整備予定を提出すること。
 - ④ 受注者は、巡回車を亡失し又はき損したときは、ただちにその事実及び事由についての報告書を提出し、監督員等の指示を受けること。車両を修理するときは、修理完了後速やかに監督員等へ報告すること。
 - ⑤ 亡失又はき損が受注者の責に帰すべき事由によるときは、監督員等の指示に従い速やかに車両を修理し、補てんし若しくはその損害額を賠償するとともに、事故再発防止のための「配置人員見直し」、「安全施設配置」などの対策を講じ、監督員等に報告すること。また、車両の全損害が生じたときは、受注者は発注者が提示する額を賠償すること。(無償貸与している車両である場合はリース契約の履行が止むを得ずできることに伴う解約精算金に要する費用、発注者の所有車両である場合は原状復旧に要する費用を賠償すること。)
 - (6) 本業務の実施に伴い必要となる高速道路の通行に關し、業務用ETCカードの交付を行うが、その使用、保管については適正な管理を行わなければならない。

(不動産の使用及び維持補修等)

- 17 契約約款第13条に示す業務遂行に必要な建物、付属施設等は、発注者から受注者に無償使用及び

無償貸与する。

受注者は、発注者から無償使用及び無償貸与された施設等を、本業務の目的以外に使用してはならない。

- (1) 受注者は、無償貸与された施設等を、通常の状態で使用したことにより生じる軽微な修繕等、並びに業務に使用する室内の日常清掃(料金収受業務等他の業務等で使用する室内及び共用部分は除く)を行うこと。(軽微な修繕とは、電球や蛍光灯の取替え等、比較的費用が軽微な修繕を示す。)
- (2) 無償使用及び無償貸与される施設等の光熱水費は無償とするが、光熱水費の削減に努めること。
- (3) 無償使用及び無償貸与する建物、付属施設等は以下のとおりとする。

無償使用・不動産及び設備一覧表

項目		住所	数量
本社	交通管制室 及び交通管制設備	広島市東区温品一丁目8番23号	交通管制室 1室 交通管制設備 一式
	駐車場	同上	一式
馬木 管理基地	執務室の交通管制設備	広島市東区馬木町2292番地1	管制設備機器 一式
	駐車場	同上	一式
宇品 管理基地	執務室の交通管制設備	広島市南区宇品海岸三丁目3番4号	管制設備機器 一式
	駐車場	同上	一式
沼田 管理基地	執務室の交通管制設備	広島市安佐南区大塚東町1932番地	管制設備機器 一式
	駐車場	同上	一式

※ 道路巡回車の駐車場は、発注者指定の位置とする。

無償貸与・不動産及び設備一覧表

項目		住所	数量
本社	待機室	広島市東区温品一丁目8番23号	待機室 1室 机・椅子・ロッカー等設備一式
馬木 管理基地	執務室、待機室	広島市東区馬木町2292番地1	執務室 1室、待機室 1室 机・椅子・ロッカー等設備一式
宇品 管理基地	執務室、待機室	広島市南区宇品海岸三丁目3番4号	執務室 1室、待機室 1室 机・椅子・ロッカー等設備一式
沼田 管理基地	執務室、待機室	広島市安佐南区大塚東町1932番地	執務室 1室、待機室 1室 机・椅子・ロッカー等設備一式

(監督員等の指示・協議)

- 18 受注者は、業務の実施に当たり監督員等から指示を受けた場合はこれに従うこと。また、業務遂行のため監督員等の指示が必要なときは、直ちに監督員等と協議し指示を求める。

(車両燃料費)

- 19 業務に必要な直接経費として、車両燃料費を見込んでいる。ただし、見込みと給油実績の差異については、毎年度末に精算の対象とする。なお、令和8年4月から令和9年2月末までの給油実績を基に令和8年度末に精算を行う。令和9年3月から令和10年3月末までの給油実績及び見込みにより令和9年度末に精算を行う。

(研修・訓練等)

- 20 受注者は、全ての業務員に対し「職種別に熟練度・知識に応じた業務の安全等に関する研修・訓練」を毎月4時間以上実施すること。

また、監督員等から、その他の訓練参加等の指示がある場合は、参加し監督員等に訓練成果を報告すること。ただし、視察・見学は報告の対象外とする。

(支払請求)

21 受注者は、契約約款第26条第1項に定める支払い請求を行う場合には、契約締結後速やかに委託料月別支払請求計画書を提出し、監督員等の承諾を得ること。同計画書の様式は(別添3)のとおりとする。

また、支払い請求を行う場合は、その都度、発注者による履行確認の検査を受けなければならぬ。

(提出書類)

22 管制員は、毎日の業務状況について、以下の書類(該当事案等が無い場合は除く)の作成に必要なデータを入力すること。また、監督員等からの求めがあった場合は、速やかに帳票を出力して提出すること。

(1) 日報等のデータ入力について

- ① 監視業務日報
- ② 車両運行日報
- ③ 不法行為措置報告書
- ④ 落下(流出)物処理報告書
- ⑤ 故障車処理報告書
- ⑥ その他事案処理報告書
- ⑦ 故障・補修報告書
- ⑧ 道路損傷等報告書 ※原因者不明分について

(2) 事故事案が発生した場合は、管制員は次の書類の作成に必要なデータを入力し、速やかに帳票を出力して監督員等へ提出すること。

ただし、事故事案の内容によっては以下の提出書類の一部を省略出来るものとする。

- ① 交通事故報告書
- ② 現場平面図
- ③ 現場写真
- ④ 事案等処理経過一覧表
- ⑤ 道路損傷等報告書
- ⑥ 道路損傷等現認書

(3) 業務責任者は、一ヶ月毎に次の帳票を監督員等へ提出すること。

- ① 毎月の勤務計画表及び勤務実績表
- ② 巡回目的別回数報告
- ③ 交通事故処理一覧
- ④ 故障補修報告書
- ⑤ 落下物処理一覧
- ⑥ 不法行為処置一覧
- ⑦ その他事案処理一覧表
- ⑧ 故障車処理一覧
- ⑨ 道路損傷等報告書
- ⑩ 道路施設確認報告 ※5(5)関連事項
- ⑪ 巡回車両給油報告
- ⑫ 安全等に関する研修・訓練等の報告

(業務員の制服等)

23 受注者は、業務員に対し制服を着用させること。また、業務員の職種を識別できる制服を着用させること。

管制員や道路巡回員が路上で作業を行う場合は、必要に応じ自光式安全チョッキ等の安全具を着用すること。

(使用者等の管理)

24 使用人等の管理については次のとおりとする。

- (1) 受注者は、使用者等(下請人又はその代理人もしくはその使用者その他これに準ずるもの)を含む。(以下「使用者等」という。)の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舎環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保すること。
- (2) 受注者は、使用者等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、利用者に対する対応等の指導教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理及び監督すること。
- (3) 休憩時間の取り扱いについては、労働基準法(昭和 22 年 9 月 13 日 発基 17 号及び昭和 39 年 10 月 6 日基収 6051 号)を遵守すること。

(諸法令の遵守)

25 諸法令の遵守については次のとおりとする。

- (1) 受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は受注者の責任において行わなければならない。
- (2) 受注者は、当該業務の計画、図面、仕様書及び契約そのものが諸法令に照らし、不適当又は矛盾していることが判明した場合には直ちに監督員等と協議しなければならない。
- (3) 労働基準法を遵守し、本業務について業務開始までに必ず労働基準法に基づく「労使協定の締結」及び「所轄労働基準監督署への届出」を行い、締結の都度監督員等へ報告すること。(協定及び届出の写しを添付すること)なお、1 年毎の協定の締結を標準とする。

(保険の付保及び事故の補償)

26 保険の付保及び事故の補償は次のとおり。

- (1) 受注者は、雇用保険法、労働災害補償保険法、健康保険及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
- (2) 受注者、雇用者の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって補償すること。

(損害賠償保険への加入)

27 本業務は委託契約であり、損害賠償保険へ加入することを義務付ける。保険証券の写しを監督員等に提出すること。

(密接に関連する業務との協力)

28 広島高速道路と連結する、山陽自動車道・広島呉道路・海田大橋・太田川大橋は密接に関連する道路であることから、管理協定等に基づく連絡・連携を密にすること。

監督員等から業務協力に関する事項について、別途指示があった場合はこれに従うこと。

(提案)

29 受注者は常に技能の向上に努め、業務遂行の方法、事務の効率化等でより効果的な方法がある場合は、発注者に提案すること。

(業務の引継ぎ)

30 公社が発注する令和 10 年度以降の広島高速道路公社交通管理業務(仮称)の受注者が決定した場合は、受注者は引継ぎ事務に協力すること。

(その他)

31 業務に係る様式は別途通知する。

(疑義)

32 業務の方針及び基準等に疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により解決する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 受注者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受注者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第7 受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第8 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 受注者は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(履行場所以外での業務の禁止等)

第11 受注者は、業務の履行場所を発注者に報告するものとし、当該履行場所以外で業務を行ってはならない。

また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第12 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するため取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、受注者は、発注者から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

貸与品・支給材料

区分	分類	品名等
貸与	車両	巡回車、作業車
	規制機材	カラーコーン 矢印板 道路作業用非常信号灯 警告灯 誘導棒 誘導旗 拡声器
	道具類	I P 無線機 放射温度計 アルミブリッジ 背負式凍結防止剤散布機 ポストコーン取り外し工具 ガソリン携行缶 キャリーカート 反射ベスト 車載消火器
支給	消耗品	道路作業用信号炎管 油処理剤（油吸着材、油洗浄剤等） 凍結防止剤（塩化カルシウム） 舗装補修材

※記載がないもので業務上必要となったものは、別途業務打合せ簿で指示する。

委託料月別支払請求計画書

令和8・9年度 広島高速道路交通管理業務 委託料

(単位:円)

令和8年度		令和9年度	
月分	金額	月分	金額
4月分		4月分	
5月分		5月分	
6月分		6月分	
7月分		7月分	
8月分		8月分	
9月分		9月分	
10月分		10月分	
11月分		11月分	
12月分		12月分	
1月分		1月分	
2月分		2月分	
3月分		3月分	
小計		小計	
合計			
備考		備考	

○ 標準勤務体制表

深夜勤務割増対象時間帯(労働基準法 §37-4)

勤務時間帯		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	勤務時間計	
管制員 2名	交通管制	待機休憩	交通管制	待機休憩																									
管制員 2名	待機	休憩	交通管制	待機休憩																									
道路巡回員 2名	監視	巡回	監休憩	監視																									
道路巡回員 2名	監視	休憩	巡回	監休憩	監視	巡回	監休憩	監視																					
道路巡回員 2名	監視	休憩	巡回	監休憩	監視	巡回	監休憩	監視																					
道路巡回員 2名	監視	休憩	巡回	監休憩	監視	巡回	監休憩	監視																					
道路巡回員 2名	監視	巡回	監休憩	監視	巡回																								
	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9				

令和8・9年度 広島高速道路事業管理業務位置図

